

政務活動費収支報告書

令和 4 年 3 月 31 日

富士宮市議会議長 小松 快造 様

会派名称 至誠

代表者氏名 村瀬 旬

令和 3 年度の政務活動費に係る収入及び支出について、下記のとおり報告します。

記

1 収入  
政務活動費 888,670 円



2 支出

項目	金額 (円)	主たる支出の内訳
資料作成費	0	
資料購入費	60,000	書籍購入費
会議費	15,385	セミナー参加費
事務費	0	
調査旅費	0	
その他経費	0	
合計	75,385	

3 残 額 813,285 円

今年度は新型コロナウイルス感染症のため政務活動費の使用を半額までに節減した。

令和 3 年度 政務活動費現金出納簿

(単位:円)

月	日	項目	内容	収入金額	支払金額	残高
5	17	政務活動費	政務活動費(村瀬・鈴木分)	600,000		600,000
5	28	政務活動費	政務活動費(植松分)	288,670		888,670
8	4	資料購入費	書籍購入費		60,000	828,670
1	25	会議費	セミナー参加費		15,385	813,285
			合 計	888,670	75,385	813,285

収入金額 888,670 円  
 支出金額 75,385 円  
 差引残額 813,285 円

第2号様式（第2条関係）

会派変更届

令和3年5月17日

富士宮市長 様

会派名称 互派  
代表者氏名 村瀬 旬

会派に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

記

区 分	変 更 前	変 更 後
会派の名称		
代 表 者		
経 理 責 任 者	辻村 岳瑠	鈴木 弘
所 属 議 員	村瀬 旬 鈴木 弘 細沢 覚 辻村 岳瑠	村瀬 旬 鈴木 弘

令和3年5月17日

## 令和3年度 至誠 年間計画

### 【先進地視察】

- ・福祉一般（予防医療・介護・少子化対策、高齢者福祉及び福祉人材確保）
- ・地域循環共生圏への先進的取組（ゼロカーボンシティー、家畜糞尿処理、下水処理）
- ・防災・減災の取組（森林環境譲与税の活用事例研究）
- ・教育（ACE研究・RTIモデル・オンライン授業・タブレット端末導入）

### 【研修会】

- ・議員研修・セミナー等への参加
- ・高齢者・女性などの全国大会への参加
- ・その他

### 【事務用品購入】

- ・文房具全般
- ・その他

至 誠

代表者 村瀬 旬

会 計 鈴木 弘

第5号様式（第4条関係）

政務活動費変更交付決定通知書

富行第47号の2  
令和3年5月17日

至誠

代表者 村瀬 旬 様

富士宮市長 須藤 秀 忠

令和3年5月17日付けで申請のあった政務活動費の変更交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

令和3年度変更交付決定額 60万円

NO.

収 入 伝 票

項 目	政務活動費
金 額	600,000 円
内 容	政務活動費 2人分 村瀬旬, 鈴木弘
収 入 先	富士宮市長
収 入 年 月 日	令和3年 5月 17日
摘 要	

会派変更届

令和3年5月28日

富士宮市長

宛様

会派名称

至誠

代表者氏名

村瀬 旬

会派に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

記

区分	変更前	変更後
会派の名称		
代表者		
経理責任者	鈴木 弘	植松 健一
所属議員	村瀬 旬 鈴木 弘	村瀬 旬 鈴木 弘 植松 健一

令和3年5月28日

## 令和3年度 至誠 年間計画

### 【先進地視察】

- ・福祉一般（予防医療・介護・少子化対策、高齢者福祉及び福祉人材確保）
- ・地域循環共生圏への先進的取組（ゼロカーボンシティ、家畜糞尿処理、下水処理）
- ・防災・減災の取組（森林環境譲与税の活用事例研究）
- ・教育（ACE研究・RTIモデル・オンライン授業・タブレット端末導入）

### 【研修会】

- ・議員研修・セミナー等への参加
- ・高齢者・女性などの全国大会への参加
- ・その他

### 【事務用品購入】

- ・文房具全般
- ・その他

至 誠

代表者 村瀬 旬

会 計 植松健一



第5号様式（第4条関係）

政務活動費変更交付決定通知書

富行第98号の2  
令和3年5月28日

至誠

代表者 村瀬 旬 様

富士宮市長 須藤 秀 忠

令和3年5月28日付けで申請のあった政務活動費の変更交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

令和3年度変更交付決定額 88万8,670円

NO.

収 入 伝 票

項 目	政務活動費
金 額	888,670 円
内 容	政務活動費 3人分 村瀬旬, 鈴木弘, 植松健一
収 入 先	富士宮市長
収 入 年 月 日	令和3年 5月 28日
摘 要	

## 支 出 伝 票

項 目	資料購入費
金 額	60,000 円
内 容	書籍購入費
目 的	議員活動費に必要な情報を学び、 今後に活かす為。
支 出 先	イマジン出版株式会社
支払年月日	令和3年8月4日
その他特記事項 (参加者・人数等) D-file 年間購読料 60,000 円	

## — 領収書等貼付欄 —

## 振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	口座記号番号	[REDACTED] <div style="font-size: x-small; margin-top: 2px;">           通常払込            目金加入            者負担         </div>																
	加入者名	イマジン出版株式会社																
	金額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center; font-size: x-small;"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>	千	百	十	万	千	百	十	円				¥	6	0	0	0
	千	百	十	万	千	百	十	円										
				¥	6	0	0	0										
	ご依頼人	静岡県富士宮市弓沢町150 富士宮市議会 至誠 様																
	料 金	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center; font-size: x-small;"> <tr> <td>日</td><td>附</td><td>印</td> </tr> <tr> <td>03</td><td>-08</td><td>-04</td> </tr> </table>	日	附	印	03	-08	-04										
日	附	印																
03	-08	-04																
備 考	[REDACTED] ( [REDACTED] )																	
この受領証は、大切に保管してください。																		

紙のとおり

納品書

2021年06月10日

頁 1

No. [Redacted]

富士宮市議会 至誠様

出版株式会社

下記の通り納品致します。

〒11 [Redacted]

〒11 [Redacted]  
東京都 [Redacted]  
03-[Redacted]  
03-3[Redacted]-23

¥60,000

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2021年7月発行号(6月号)上・下	2	2,475	4,950
2	D-file 2021年8月発行号(7月号)上・下	2	2,475	4,950
3	D-file 2021年9月発行号(8月号)合本	1	3,080	3,080
4	D-file 2021年10月発行号(9月号)上・下	2	2,475	4,950
5	D-file 2021年11月発行号(10月号)上・下	2	2,475	4,950
6	D-file 2021年12月発行号(11月号)上・下	2	2,475	4,950
7	D-file 2022年1月発行号(12月号)上・下	2	2,475	4,950
8	D-file 2022年2月発行号(1月号)合本	1	3,080	3,080
9	D-file 2022年3月発行号(2月号)上・下	2	2,475	4,950
10	D-file 2022年4月発行号(3月号)上・下	2	2,475	4,950
11	D-file 2022年5月発行号(4月号)上・下	2	2,475	4,950
12	D-file 2022年6月発行号(5月号)上・下	2	2,475	4,950
13	Beacon Vol.87(秋号),Vol.88(冬号),Vol.89(春号),Vol.90(夏号)	4	1,100	4,400
14	年間購読割引			-60
15				
摘要		合計	26	60,000

請求書

2021年06月10日

頁 1

No. [Redacted]

富士宮市議会 至誠様

出版株式会社

下記の通り御請求申し上げます。

〒11 [Redacted]

〒11 [Redacted]  
東京都 [Redacted]  
03-[Redacted]  
03-3[Redacted]-2623

¥60,000

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2021年7月発行号(6月号)上・下	2	2,475	4,950
2	D-file 2021年8月発行号(7月号)上・下	2	2,475	4,950
3	D-file 2021年9月発行号(8月号)合本	1	3,080	3,080
4	D-file 2021年10月発行号(9月号)上・下	2	2,475	4,950
5	D-file 2021年11月発行号(10月号)上・下	2	2,475	4,950
6	D-file 2021年12月発行号(11月号)上・下	2	2,475	4,950
7	D-file 2022年1月発行号(12月号)上・下	2	2,475	4,950
8	D-file 2022年2月発行号(1月号)合本	1	3,080	3,080
9	D-file 2022年3月発行号(2月号)上・下	2	2,475	4,950
10	D-file 2022年4月発行号(3月号)上・下	2	2,475	4,950
11	D-file 2022年5月発行号(4月号)上・下	2	2,475	4,950
12	D-file 2022年6月発行号(5月号)上・下	2	2,475	4,950
13	Beacon Vol.87(秋号),Vol.88(冬号),Vol.89(春号),Vol.90(夏号)	4	1,100	4,400
14	年間購読割引			-60
15				
摘要		合計	26	60,000

# 支 出 伝 票

項 目	会議費
金 額	15,385 円
内 容	(株)地方議会総合研究所のセミナー参加のための参加費
目 的	政治倫理をテーマとしたセミナーの聴講のため
支 出 先	(株)地方議会総合研究所
支払年月日	令和4 年 1 月 25 日
その他特記事項(参加者・人数等) 鈴木弘 1名 1人15,000円×1人=15,000円 振込手数料 <span style="float: right;">385円</span> 合計 <span style="float: right;">15,385円</span>	

— 領収書等貼付欄 —

別紙のとおり

別紙

領収書等貼付用紙

項目	会議費	内容	(株)地方議会総合研究所のセミナー参加のための参加費
----	-----	----	----------------------------

領収書等貼付欄

みずほネットキャッシュサービス  
お取扱明細票

富士宮信用金庫

お取扱日	お取扱店番・受付番号				
04 01 25	[REDACTED]				
お取引店	口座番号				
[REDACTED]	[REDACTED]				
お取引金額	万円券	千円券	500円	100円	50円
お取引内容	お引出		10円	5円	1円
手数料	¥385	通帳員	お取引金額		
時刻	13:38	¥15,000*			
説明コード	お取引後残高				
[REDACTED]	[REDACTED]				

お取引先  
カ)チホウキ`カイソウゴ`ウケンキコウジ`ヨ  
様  
内)ス`キ ヒロム様  
[REDACTED]

領収証

No. \_\_\_\_\_

至誠 鈴木弘 様

2022年1月26日

金額 **¥15,000**

内	
消費税等	
現金	

但 1月26日セミナー(オンライン)受講料として  
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究



## 研 修 参 加 申 請 書

		予算項目	会 議 費
起 案	令和4年 1 月 25 日	決 裁	令和4年 1 月 25 日
所 属	氏 名		備 考
1	至誠	鈴木 弘	
2			
3			
4			
5			
開催日			研 修 名
令和4年1月26日	オンラインリモート 研修会		議員が守るべき政治倫理とは
研 修 目 的			
政治倫理条例の策定に取り組んでいる中で参考にするため			

政 務 活 動 費 用

## 研修報告書

		会派名	至誠
研修年月日	令和4年1月26日(水)		
研修名	議員が守るべき政治倫理とは		
参加者	鈴木弘		
視察内容 (概要、特色、効果、課題等)	<p>「議員が守るべき政治倫理とは」という表題であったが、内容的にはまさしく議会議員倫理条例はどのような内容で策定するのかということであり、倫理条例を策定中の今、大変参考となるセミナーであった。</p> <p>政治倫理確立に当たっての留意点としてまず、「過剰な政治倫理に対する規制は議員へのプライバシーの侵害問題と同時に、議員として有為な人材を政治から遠ざけることにつながる恐れあり」また「政治倫理を確立するに当たっては法的規制が必ずしも必要であるとまではいえず、議会の内部的・自主的規律を優先する必要がある」ということであり、今後条例を考えていく上で全体を通じてこのことを念頭において進めていくべきと認識させられた。</p> <p>また政治倫理条例策定の目的が、「従前は実際に起こった汚職事件を契機に再発防止のためが多かったが、最近は長や議員等がその権限や地位を不正に行使して自己又は特定の第三者の利益を図ることを未然に防止することになっている」ということであり、まさに富士宮市における策定経緯の状況を示していた。</p> <p>そして更に最近は「セクハラ・パワハラをはじめとする議会外での不適切な言動を対象」としているということであり、ハラスメントと政治倫理の項で多くの資料が示されていた。現在の議会がしっかりと対応できなくてはならないことだと考えさせられた。講師より議会もハラスメントの講習を受けるべきという指摘もあったが、ハラスメントの説明を聞くと知らないことが多く講習を受けるよう議長に提案しようと思った。</p> <p>特に教えられたことは地方自治法92条2項についてである。兼業禁止についてであるが、議員が役員を務める法人への補助金交付は請負に該当しない、また指定管理を受けている組織の役員も兼業に当たらないという説明は斬新的であり、今後、議員また役員の成り不足に一石を投じるものと思った。</p> <p>課題として長こそ政治・行政の運営におおきな影響を及ぼすのだから政治倫理条例の適用対象とすべきであったが、私たちはいきさつ上議員のみ対象としている。今後の課題と考える。</p>		